

静岡県告示第422号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月31日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	賀茂郡松崎町江奈字外部山 997 番の 4 から 賀茂郡松崎町江奈字外部山 997 番の 4 まで	令和6年5月31日

=====

静岡県告示第423号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月31日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
湯ヶ野松崎線	賀茂郡松崎町池代字曲窪 1112 番の 6 から 賀茂郡松崎町池代字中之段 17 番の 14 まで	令和6年5月31日

=====

静岡県告示第424号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年5月31日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

静岡県知事 鈴木康友

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田掛川線	袋井市富里字二之池 2096 番の 4 から 袋井市浅岡字下新田 268 番の 2 まで	令和6年5月31日